

## 伊勢原市要保護児童対策地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、伊勢原市要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、心身ともに健やかな子どもの育成を地域全体で支えることを基本理念に、児童虐待（以下「虐待」という。）、非行などの防止及び早期発見並びに関係機関相互の連携強化による迅速で適切な対応に努め、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

### (組織)

第3条 地域協議会は、別表に掲げる各関係機関の職員又は会員（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

### (調整機関)

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、児童相談主管課とし、地域協議会における事務の総括、支援の実施状況の把握、関係機関等との連絡調整等を行うものとする。

### (会議)

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げる会議を開催するものとし、当該会議の構成員及び所掌事務は当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表者会議 関係機関等の代表者により構成し、地域協議会の円滑な運営や関係機関等の円滑な連携のため、虐待など要保護児童等の問題への取組に関する情報交換、システム全体の検討、地域協議会の活動状況の把握及び評価等を行う。
- (2) 実務者会議 関係機関等の実務者により構成し、情報交換、個別事例の把握から共通の課題までについての助言、調整、要保護児童等の実態把握、関係機関の連携強化及び要保護児童対策を推進するための啓発活動を行い、当該各事項につ

いて前号の代表者会議への報告等を行う。

- (3) ケース検討会議 要保護児童等と直接かかわりを有している関係機関等の担当者及び今後かかわりを有する可能性がある関係機関等の担当者により構成し、ケースの情報、経過及び問題の把握並びに評価、役割分担並びに対処方法の検討及び決定等を行う。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合には、同項各号に定める会議に、当該構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 協議会の会議は、市長が招集するものとする。
- 4 会議の座長は構成員の互選により置くものとし、進行並びに総合的な連絡調整を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なくして地域協議会の職務に関して知り得た個人情報及び秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 地域協議会の庶務は、児童相談主管課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月4日告示第20号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

### 関係機関

神奈川県平塚児童相談所  
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター  
神奈川県伊勢原警察署  
社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会  
一般社団法人秦野伊勢原医師会  
一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会  
特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン  
東海大学医学部附属病院  
神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院  
伊勢原市私立幼稚園協会  
伊勢原市保育協議会  
伊勢原市小学校長会  
伊勢原市中学校長会  
伊勢原市民生委員・児童委員協議会  
伊勢原市人権擁護委員会  
指定障害者(児)相談支援事業所  
指定障害児通所支援事業所  
伊勢原市長が指定する者

### 伊勢原市

子ども部  
保健福祉部  
市民生活部  
教育委員会  
消防本部